

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 165 号（諮問第 197 号）

件名：業者に確認を取ったのかが示されている文書等の不開示（不存在）決定（地方機関分）に関する件

1 開示請求

令和 2 年 4 月 6 日

2 原処分

令和 2 年 4 月 20 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 17 日

原処分の取り消しを求める。

4 諒問

令和 2 年 11 月 26 日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

（1）判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

（2）本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書、反論書及び意見陳述並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、教育委員会が人事委員会から伝達された審査請求人の 4 点の意見に対して、地方機

関 A が契約していた業者等への事実関係の確認の有無が記載された行政文書及び人事委員会からの伝達への対応が分かる行政文書と解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 実施機関によれば、人事委員会の苦情相談制度を利用して審査請求人が申し出した 4 点の意見は、いずれも人事評価に関するものであり、人事委員会の苦情相談制度では、個々の職員の人事に関する事項は、苦情相談の対象とはなるが、指導、あっせん等の措置を行うことができないことから、人事委員会は、審査請求人の意見を実施機関に対して文書で伝達するに留めており、実施機関に何らかの対応を求めるものではなかったとのことである。よって、地方機関 A には、人事委員会及び教育委員会事務局総務課（以下「総務課」という。）に対して、審査請求人からの 4 点の意見に係る対応についての報告義務が課せられていないことから、地方機関 A では、審査請求人からの 4 点の意見について、事実関係を確認する等の対応は行わなかつたとのことである。

イ また、当審議会において実施機関に確認したところ、審査請求人が平成 27 年 9 月 11 日付けで申し出た 4 点の意見が記載された人事委員会からの同月 14 日付け「職員からの苦情相談について」という伝達文書については、総務課の担当者から地方機関 A 所長に電子メールの添付ファイルで送られてきているとのことである。

ウ そこで、事実関係の確認の有無が記載された行政文書及び人事委員会からの伝達への対応が分かる行政文書があるかどうかについて、当審議会が事務局を通じて地方機関 A 内の関連文書を確認したところ、前記イで述べた人事委員会からの伝達文書 1 枚のみが、地方機関 A 所長室内の「懸案事項」を綴るファイルに保存されており、総務課からの電子メールを印刷した文書、地方機関 A 所長の対応記録等は確認できなかつた。

エ 以上のことからすれば、地方機関 A が契約していた業者等への事実関係の確認の有無が記載された行政文書及び人事委員会からの伝達への対応が分かる行政文書は存在せず、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

「平成 27 年 9 月 11 日付地方機関 A 職員からの苦情相談について」の文書に添付されている「教育委員会への伝達案」に記入されている下記 4 点について、教育委員会は、業者等に確認をきちんと取ったのか、取った場合は、取ったことが示されている文書。また人事委員会からの伝達に対して、どのように対応したかがわかるすべての文書（地方機関 A が作成した文書も含む）